

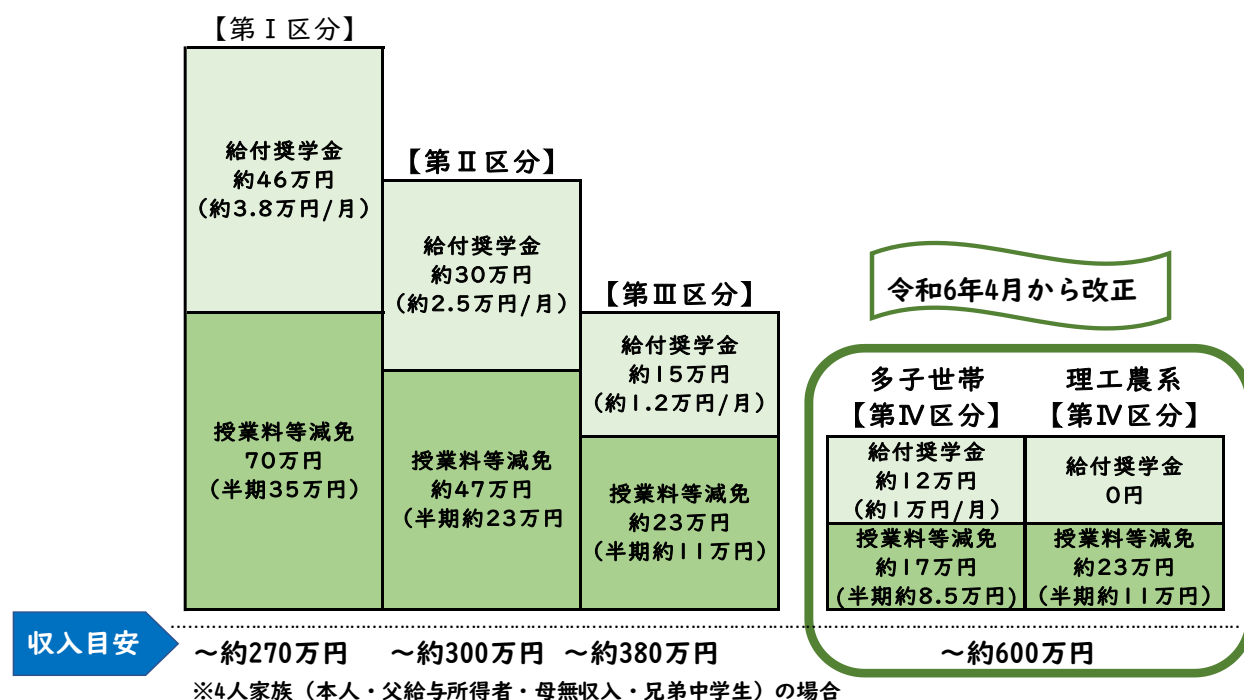
高等教育費の負担軽減策について

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する支援が追加されることになりました。

新たに「第Ⅳ区分」が追加され、そのうち「多子世帯支援」は給付奨学金&授業料等減免の支援とされ、私立の「理工農系支援」は授業料等減免のみの支援とされます。

（多子世帯・理工農系の両方に該当する場合は多子世帯支援が適用されます。）

支援区分等		給付奨学金	授業料等減免
第Ⅰ区分	-	満額の支給	満額の支援
第Ⅱ区分	-	満額の2/3の支給	満額の2/3の支援
第Ⅲ区分	-	満額の1/3の支給	満額の1/3の支援
第Ⅳ区分	多子世帯支援	満額の1/4の支給	満額の1/4の支援
	私立の理工農系支援	支給なし※1	差額分に着目して支援
	上記以外	不採用/停止※2	不採用/停止※2
上記以外	-	不採用/停止※2	不採用/停止※2



1. 多子世帯の要件

・生計維持者の扶養する子ども（地方税法上の扶養親族であり、生計維持者の扶養する子どもである者）が3人以上であること。

※「子ども」とは、生計維持者の地方税法上の扶養親族から、「いずれかの生計維持者の尊属である者」「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者）」を除いた者

※学生等本人が生計維持者の扶養する子どもでない場合は支援対象外

- 年齢・実子の要件ではなく、地方税法上の扶養親族*であれば「子ども」に該当し得ます。
(生計維持者が父母2名の場合はそれぞれの扶養親族の数を合算します。)

※ 選考や適格認定（家計）に使用する年度の地方税情報における扶養親族。たとえば、令和6年度の情報であれば令和5年12月31日時点（令和5年分の年末調整等で申告して扶養が認められた者）。

- 扶養親族であっても、生計維持者より年長の者又は生計維持者の尊属である者は「子ども」に該当しません。

【適用例】

- ① 父が扶養する父の母(学生等本人の祖母)：尊属であるため「子ども」に該当しない。
※尊属かどうかは年齢で決まるものではないため、年下であっても対象外です。
- ② 父が扶養する父の兄(学生等本人の伯父)：父より年長であるため「子ども」に該当しない。
- ③ 父が扶養する父の妹(学生等本人の叔母)：父より年長でないため「子ども」に該当する。
- ④ 父が扶養する父の兄弟の子(学生等本人のいとこ)：父より年長でないなら「子ども」に該当する。
- ⑤ 父も母も扶養していない学生本人の弟：扶養親族でないので「子ども」に該当しない。

【判定方法】

・マイナンバーより取得した扶養親族の情報には「子ども」に該当しない者が含まれている場合があることから、学生本人へ「多子世帯の要件」に記載する条件に該当する者の数の申告を求め、地方税情報における扶養親族の数と比較して少ないほうの数を「子ども」の数として扱います。

・申込時においては、選考に使用する年度の地方税情報における扶養親族と、当該年度の前年12月31日時点の「子ども」の数の申告とを比較して「子ども」の数を判定し、選考結果に反映します。

・採用後の適格認定（家計）においては、適格認定（家計）に使用する年度の地方税情報における扶養親族と、当該年度の前年12月31日時点の「子ども」の数の申告とを比較して「子ども」の数を判定し、10月分からの支給に反映します。

2. 理工農系支援

・本制度は、申請時点で関東学院大学の理工学部、建築・環境学部の学生が対象となります。また、世帯収入が約600万程度以下（本人・父給与所得者・母無職・兄弟中学生の場合）であること。

【留意点】

・理工農系支援の給付奨学金の支給額は0円ですので、要件を満たして停止が解除された場合も、給付奨学金の振込はありません。

3. 新規に申請を希望する場合

・以下の説明会に参加すること。

日付	キャンパス	会場	開催時間	参加対象者
4月9日(火)	八景	SCC4階 ベンネットホール	12:30-13:00	学部生対象
4月11日(木)	関内	2階 テンネー記念ホール	12:30-13:00	学部生対象

※説明会に参加いただくのは、学生本人のみです。会場は変更になることがあります。

☞指定された日程に参加できない場合は、他キャンパスの説明会に参加してください。

☞説明会で出願書類等の資料一式を配布します。

☞1年生は入学後に、オリエンテーションで配布された「学生証」「Olive Net ユーザー登録通知書」「携帯電話」「筆記用具」を持参してください。2年生以上の方も、「携帯電話」「筆記用具」を持参してください。

4. 既採用者の扱い（令和5年度以前採用者への対応）

・現在、給付奨学生として採用されている学生の中で、2023年10月から適格認定(家計)によって支給停止となっている学生が多子世帯または理工農系に該当した場合、対象となります。

また、各自申請するのではなく、日本学生支援機構が判定をし、後日対象になられた方へKGUポータル等でお知らせをいたします。

- ① 多子世帯支援対象者へは既に確認を実施しております。なお、事前確認がされていない場合は対象外となります。
- ② 理工農系支援対象者場合は、令和6年4月分から停止を解除（復活）し、支援を再開します。

5. 併給調整後の第一種奨学金の貸与月額

・給付奨学金（又は修学支援新制度の授業料等減免）と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、支援区分等に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整されます（併給調整）。調整後の第一種奨学金の貸与月額（例）は次のとおりです。

カッコ内は生活保護世帯・児童養護施設等から通学する人の月額

		私立	
		自宅通学	自宅外通学
大学	多子世帯	<u>29,800 円</u> <u>(20,000 円・(最高月額 38,700 円))</u>	<u>20,000 円(最高月額 30,400 円)</u>
	理工農系	<u>20,000(最高月額 34,500 円)</u> <u>(20,000 円 or 30,000 円</u> <u>(最高月額 44,500 円))</u>	<u>20,000 円 or 30,000 円・</u> <u>(最高月額 44,500 円)</u>

6. 授業料等減免の支援の実施

【授業料等減免認定後（支援中）の転籍】

授業料等減免認定後（支援中）に、転籍（転学部・転学科）により理工農系に該当するか否かの変動があった場合、支援額の変更（又は支援の停止/停止解除）は、大学が承認した日にちにより、以下の通り変更になります。

1日付 → 当月分から変更

2日～月末付 → 翌月分から変更 となります。

7. FAQ

【全般】

Q, この制度は、いつから始まるのですか。

⇒ 令和6年度から開始予定です。（令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。）

Q, 対象となる学校はどこですか。

⇒ 一定の要件を満たすことを確認された大学等に通う学生の方が対象です。なお、理工農系支援は私立の学校に通う学生の方が対象です。

Q, 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。

⇒ 新たに支援する区分の対象となる方は、世帯年収600万円程度（申請時点での年収）までです。例えば、父（給与所得者）、母（無収入）、本人（18歳）、中学生以下のきょうだい、の4人（子供3人の場合は5人）世帯の場合は世帯年収600万円程度としていますが、家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。

Q, なぜ、600万円程度なのですか。

⇒ 現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。

Q, いつ申し込めば良いですか。

⇒ 令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用で申請してください。

【多子世帯支援】

Q, 「多子世帯」とは具体的にはどのような内容ですか。

⇒ 扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。

Q, 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。

⇒ 申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になり、支援対象から外れます。

Q, 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。

⇒ 3人目の子ではありません。1人目から対象になります。ただし上のお子さんが卒業するなどして扶養から外れると、多くの場合、下のお子さんは対象から外れることとなります。

Q, 「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。

⇒ 同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。

上の子供が独立したご家庭への支援継続よりも、次の代の新たに進学する子を抱える家庭への支援を優先したいと考えています。

Q, 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。

⇒ 原則、多子世帯の支援となります。

Q, 令和7年度から多子世帯の授業料等が無償化されると聞いたのですが、令和7年度以降は、令和6年度からの多子世帯の中間層への支援は、なくなるのでしょうか。

⇒ 令和6年度は全額支援の4分の1の支援ですが、令和7年度以降、授業料・入学金については、所得制限は設けず、現行制度と同様に無償化します。また、令和6年度から支給が開始される給付型奨学金については、令和7年度以降も年収約600万円以下の世帯については、年収に応じた支給を受けることができ、より支援が充実することとなります。

【理工農系支援】

Q, 理工農系支援の支援対象は、どうなるのですか。

⇒ 私立の大学等に通う学生の方が対象となります。

Q, 理工農系支援とは、どの学部・学科が対象ですか。

⇒ 関東学院大学では「理工学部」および「建築・環境学部」のみ対象となります。

Q, 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。

⇒ 原則、多子世帯の支援となります。

なお、令和7年度から多子世帯の授業料等が無償化されますが、理工農系支援は令和7年度以降も引き続き支援されます。また、令和7年度以降、多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合は、多子世帯の支援となります。

以上